令和4年度 第2回静岡市再犯防止推進協議会 会議録

1 開催日時

令和4年10月27日(木) 18時00分~20時00分

2 開催場所

静岡市役所 本館3階 第一委員会室

3 出席者

天野早苗委員、泉谷雅委員、後藤清雄委員、齋藤寧委員、佐藤智俊委員、鈴木久義委員、 鈴木秀直委員(代理)、津富宏委員、南部圭一郎委員、間光洋委員、松永厚司委員、山田博 委員、吉原直深委員

- 4 傍聴者:1名
- 5 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議事

次期計画の策定について

- (3) 連絡事項
- (4) 閉会
- ○事務局 資料1概要版、資料2計画本書を用いて、第1・2章を説明
- ○後藤会長 従前のものと比べていただければ、今の御説明のところがお分かりになっていたと思いました。それでは、委員の方々からの御質問、御意見、もうちょっと見比べていただいてからでも結構でございますので、御発言いただきたいと思います。

僕からの質問よろしいですか。28ページのグラフは、新たに加えたところですね。

- ○事務局 はい。そうです。26、27ページに東京更生管区からいただいた資料で、これ自体は現行の計画でも載っていますが、この表だけだと傾向が分かりづらいところがあると思いますので、この表自体をグラフにしたものが28ページのグラフになります。
- ○吉原委員 先ほど説明がありました17ページの静岡県勧善会の件ですが、御説明のとおり、確かに令和4年4月から事業を停止しているのですが、まだ先の見通しがはっきりしていないところもありまして、市計画が令和8年度までということを考えますと、この間にどういう形になるか分かりませんが、事業再開ということも考えられますので、場合によっては、そのまま残していただて、18ページ目の上から4行目の定員のところまでの記述を残していただき、その後の日課のあたりなどは削除していただいて結構かと思います。例えば、令和4年4月末から事業を停止していますというように記載していただいて、残していただくのもよろしいかと思いました。

○後藤会長 どうもありがとうございます。御指摘のとおり、静岡勧善会は、令和4年度の 理事会において、とりあえず1年間、事業を休止するということになってお ります。まだ確かに廃止とか、正確には決まってないので、吉原委員から御 指摘いただいた形で修正をしていただけますか。

○事務局 修正させていただきます。

○鈴木秀委員代理 15ページ地域定着支援センターです。相談支援業務というところで、出口支援というか、刑を受けたものとなっていますが、起訴猶予の人も今、対応していただいているので、その辺も少し入れていただければありがたいです。

○事務局 こちらで修正案をつくりまして、また確認という形で見ていただくと思います。
○天野委員 細かいことで申し訳ないですが、5ページ全部実行猶予判決という意味が分からなかったです。もう一つが8ページの処遇のところの中で3番と5番で「家庭裁判所」と2回出てきますが、それは2回に分ける意味があって2段に分けてあるのでしょうか、という質問です。

○事務局 全部執行猶予という言葉の意味ですけれども、ちょっと事務局の認識としましては、有罪判決を受けたときに、刑の執行の前後を猶予された場合というのが、全部執行猶予です。刑の一部の執行を猶予するものが、一部執行猶予というように、種類があるというように把握していたもので。全部執行猶予というのは、刑の全部の執行が猶予されるというか、懲役5年となったときに、懲役5年全部が猶予され、懲役刑などが科されたときに、1年も入らないで、そのまま執行猶予になるというような認識で書いております。という説明で伝わりますか。

○天野委員 分かりました。ありがとうございます。

○後藤会長 南部委員お願いいたします。

○南部委員 全部執行猶予というか、それは執行猶予の制度があって、覚醒剤とかに限って、 例えば一部執行猶予という言葉があるので、全部という言葉自体を使うと逆 にわかりにくいかもしれないです。

○事務局 現行計画を作成するときに、他都市の先行推進計画を見ていて、一部執行猶予 と全部執行猶予を使い分ける例があったものですから、誤解がないようにす るために書いたほうがいいかと思い記載しました。一般的に執行猶予というのは、全部執行猶予のことを言うという認識でよろしければ、返って、正確 を期するために分かりにくくなってしまうのであれば、修正します。

○間委員 確かに一部執行猶予制度ができましたので、一部執行猶予は一旦刑務所に入ることが前提です。そうすると執行猶予にも2種類あって、刑務所に行かない執行猶予と一旦刑務所に行って、そのうちの一部に執行猶予がついて、出てから保護観察が付されて、社会に戻るという、そういう2つの制度ができたために、あえてここで全部という言葉を使っているという理解をしました。ただ入り口支援、出口支援という用語の定義をここで書きたいという趣旨であれば、恐らく刑務所に一旦、入るか、入らないかというのが入り口支援と出

口支援の違いなので、場合によっては、そういう書き方にしたほうが読んでいるほうは分かりやすい。全部執行猶予という専門的用語を使われるよりは、市民の方が一旦刑務所に入って出てくる出口支援なのか、刑務所に行かない段階で釈放される入口支援なのかというほうが、分かりやすいという気はしますが。書き方を少し工夫したほうが、確かにいい気はします。

○後藤会長 間委員、ありがとうございます。確かに、市民の目線で分かりやすいほうがと いうことが、かなり重要視されるかと思いますので、事務局、その辺も御検 討いただきたいと思います。

○事務局 はい。ありがとうございます。「非行少年に関する手続の流れ」の中で、家庭 裁判所が3番と5番で2回出てくるところですが、家庭裁判所は一回、左下 の4番の紫の少年鑑別所で非行等に至った審理を分析して、その処遇のため の指針をつくって、家庭裁判所にそれを教えていただくと。その家庭裁判所 が鑑別所の結果に沿って、また判断をされていくということで、3からまず 少年鑑別所の4に行って、また5の家庭裁判所に戻るという趣旨です。

○後藤会長 昨年と同じ記述ですか。

○事務局 はい。

○間委員 ちょっと細かいので、直さなくてもいいのかもしれないのですけれども。少し 厳密にいうと、別に家庭裁判所は少年鑑別所に一旦、投げてしまうわけでは なく、家庭裁判所の調査の一環として、鑑別所の中で調査が行われ、その情 報が家庭裁判所に提供されるというのが手続的なイメージだと思いますので、一旦鑑別所に行くというのは、在宅の事件もありますし、若干イメージとし て正確かどうかというのはあるかなというのは思いますが。手続として一旦、少年鑑別所に行くと思われると、少し不正確な受けとめられ方をするのかと 思います。家庭裁判所の調査官の調査と並行して鑑別所の中でも鑑別調査が 行われているというイメージだと思うのですが。

○事務局 そうしますと、事案に応じて家庭裁判所は少年鑑別所に依頼する。その結果を 踏まえて判断する事例もあるというようなイメージですかね。

○間委員 そうですね。観護措置というのが取られるかどうかで、鑑別所が関わるかどう か。関わらない事案もかなりありますので。

○事務局 ありがとうございます。その辺りが誤解のないような書き方に修正いたします。
○南部委員 少年院の制度が一部変わって、第5種というのが今回できまして、保護観察期間中のもので、例えば遵守事項を守らなかった場合については、最初の審判のときに保護観察2年とかいう審判が新しくできて、その2年間の間にまた少年院に収容できるという新しい制度ができているので、その辺はこの少年のところでどう書くかというのが。まだ事例は出てないようなのですが、そういう制度が新しくできていて、多分これから事例も出てくるので。今までは外に出て保護観察で犯罪をしない限りは、そのまま終わっているのですけれども。

○津富委員

少年法では特定少年として18、19歳が定められた。少年法の枠組みだけれども、別扱いするということで、新たなカテゴリーをつくった。だから、特定少年に関して、少年法の中で扱うとなったもののうち、保護観察になったのが、これまで期間を定められないで保護観察だったのが、6か月間と2年間と2種類になった。少年法の改正によって、地域に対してどこまで影響するか分からないですけど。そういう法改正がいろいろ行われているということは、触れたらいいかなと思いますし、8年度までの計画ですので、先ほど南部委員からもありましたけれども、刑法も、もうすぐ変わるので、2025年、令和7年度の施行でありますので。そこでも地域に関わると思います。その辺りをもし余裕があれば調べていただいて、法律が変わるにしたがって、再犯防止の仕組みも内容も対応していく必要があるかなと思います。

○南部委員

今の刑法の改正の関係で懲役法、禁錮が一つになって、拘禁刑になるというこ とは、もう皆さん御存じかと思うのですが。そうなったときに、刑務所の中 ではちょっと書かせていただきますけど。今までの作業の位置づけが一部変 わって、刑法の中で今まで作業というのは、刑事施設に拘置して、所定の作 業を行っているというよりも、懲役刑イコール作業ということだったのです が、今度、拘禁刑になりますと矯正処遇の一つとしての作業と位置づけが変 わって、いろんな改善指導とか、そういう形での位置づけが変わって、これ からもう少し、いろんな改善指導とかのプログラムが増えていったり、作業 をやらなきゃいけないじゃなくて、人によって、この人は作業を行わせる。 この人は高齢だから福祉の関係をやるとか、そういう形で今、刑事収容施設 法もこれから改正される予定で、今はそこまでいってないですが、2次計画 の中で大きくいろんなものが変わって、もう少し刑務所ももっと社会資源を いろんなところで取り入れたりとか。そういう形で今いろんな意味で動いて いるものですから、我々はこんな形で変わるというイメージは持っているの ですが、これから具体的な法律の中身がどう変わって、どうなるかというの は、まだ決まっていないところですが。一応イメージとしては、今までの、 「作業」という懲役刑がなくなる関係で、矯正処遇の中で必ず作業をやらな ければいけないということではなくなるものですから、この計画が終わるま での間に、多分変わってきてしまうのではないかなということがあって、い ろんなところに懲役禁錮と書かれているので、計画の途中でどうするかとい うことが必要だと思います。

○津富委員

法律は出来上がって、国会も通っているので。実際に刑務所に入るとか、保護 観察の現場でどうなるか。この会議の中では、更生保護に関する影響が大き いと思いますので。「更生緊急保護」の事業面が変わったり、中身が変わっ てきます。私よりも保護観察所の方が既に詳しいのではないかと思うので、 また保護観察所に聞いていただいて、反映させていただければと思います。 今、刑務所であったことは、ほぼ御説明のとおりで改善指導という処遇が法 律に定められたのですけれども、改善指導を強制できるかという議論はいまだにやっているので、現場もアカデミックな議論を聞きながら、これを強制していると言わないで済むような形をいろいろ考えているのではないかなと思います。

○後藤委員 津富委員、ありがとうございます。事務局の今、御指摘されたところは、取り 入れられるところを取り入れていきながら、まだ先に係る問題もあると思い ますけれども、市民の方が分かりやすい形ということを心がけていただきた いと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○後藤会長 流動的というか、いろんな変わっているところもありますので、それは全て反映させるのは難しいかと思いますけど、他の委員の方々からも感じられたこととか、お気づきになられたところがあったら、この機会にいろいろ御意見をいただきたいと思います。

○鈴木秀委員代理 自分のところを修正してもらうのをちょっと忘れていたのですけれども。15 ページの上から3行目ぐらいから、一人親家庭の親による食品の万引きとありますが、事例としてはあまりなくて、貧困による万引きが多いので、そこは表現を変えていただいたほうが、一人親の方には申し訳ないところがあるので、ちょっと表現を変えていただければありがたいなと思います。

○事務局 貧困による万引きという修正をさせていただきます。

○津富委員 これも細かいので載せる必要があるかどうか分かりませんけど。少年法改正で今回、大きな改正の一つは、特定少年のジャンルが出てきたこともそうなのですけど、特定少年に関しては、ぐ犯という概念がなくなりました。女子少年中心に被害的な要素が強い女の子、保護処分の枠組みで少年院に収容して、薬物とか薬剤を飲ませるとかなんですけど、このカテゴリーがなくなりました。つまり被害的な要素を持つ子どもが、ぐ犯として保護されないので、地域に残っていると思っています。その子たちを誰が見ていくかというのが、長期的には地域課題であるかな。静岡だけが100人、200人とかそんなことはないわけですが、ちょっとそれは、地域課題としてあると思います。

○後藤会長 地域の課題として、そういうものが出てくるということですね。

○津富委員 そうですね。もう少年法では扱わないことにしたので。

○後藤会長 ありがとうございます。

○事務局 令和3年版の再犯防止推進白書のほうから、そのまま図や表現を持ってきて原稿を作っておりまして、確かに委員の方々がおっしゃるように、最新の情報として法改正があったものについては、この図自体を修正するのは、市では限界があるので、書きぶりをまた考えまして、「最近の動向」という形の別扱いで、どこまで載せるかというところも含めて、個別に専門分野については、御相談させてもらおうかと思います。確かに、この計画の改定のタイミングで、既に施行されているものとかも出てくると思うのですけれども、ど

こまで市の計画の中で具体的に書くかというところが、なかなか難しいところかと思いますので、また個別で御相談させていただければと思います。

- ○後藤会長 委員の方々に、専門的な方々がいらっしゃいますので、事務局への御協力を個別にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○松永委員 16ページ上から5行目です。「経験豊富な企画調整保護司が常駐して」の「経験豊富」というところが、実は保護司の高齢化が進んでいまして、そんなに長く保護司を続けなくても、企画調整保護司にその人の人間性及び、その人の職業を含めていくと、2期目、3年から4年で企画調整保護司になってもらわざるを得ないような状況が出てきます。その時点で、「経験豊富」というと、もう8年10年と解釈されるとどうかと思うものですから、この「経験豊富」というのを削除していただければ助かるなと思う次第です。
- ○事務局 ありがとうございます。16ページの上から5行目の保護司の説明のところで 「経験豊富な」という言葉は、削除させていただいて企画調整保護司という ところを修正させていただきます。現状に合わせてということでよろしいで すね。
- ○後藤会長 事務局、それでよろしいですか。事務局は外しても構わないということですね。 ○事務局 そうですね。ただ普通の保護司さんと企画調整保護司さんで、企画調整保護司 というのは、どういう人ですよという説明が必要なのかなと感じがします。 なので、その辺り、「こういうことをしていただいている企画調整保護司が」 という形で少し説明が加えられればというように考えております。またその 辺りも「こういう文章でどうでしょうか」という御意見をいただければ、作 ってみますので、御意見いただければと思います。
- ○松永委員 はい。今後、企画調整保護司を選ぶ時に、非常に厳しい部分が「経験豊富」の部分。犯罪も先ほどここに出ていますように、減ってきていますから。一度もまだ対象者を持ったことない保護司もおりまして、でもその方々は知的障害者の学校の校長をやった人だとか、そうすると私らよりも専門的知識も豊富なものですから、十分に関係機関及び対象者の御家族含めての御相談に乗れるような方も、今後企画調整保護司にしなきゃいけないなという現実を思ったものですから。今、保護司会に提案をしているところでございます。
- ○事務局 資料2 第3章について説明
- ○後藤会長 どうもありがとうございます。成果指標に関しては、別刷りでまた資料があって、これは重点施策等と同じ、最後にまた触れていただけるようなので、今のところまでで御質問、御意見等あられたら、お願いいたします。
- ○津富委員 いいのか悪いのかということではなくて、再犯者数を捉えるということですけ ど、これは経年で取れる数字じゃないかと思いますが、過去どんな推移にな っているか分かりますか。
- ○事務局 今の計画で言いますと、25ページのところで東京矯正管区に確認しましたが、 平成29年以前はデータがないということで、数字が捉えられませんでした

が、29年から令和2年までの検挙の総人数と初犯者数と再犯者数、合わせ て再犯者率をこのような表にまとめていて、下の赤い囲いがそれをグラフに したものになっています。

- ○津富委員 分かりました。どういうふうに考えたらいいか、これを見てまた悩みますが、 徐々に減っているような気もするので、その減り方の平均値みたいなものが あるので、令和8年でとって、毎年同じ減り方ということもないと思うので、 そういう意味で380人なのかと頭に浮かんだのと、逆に499人という数字がこ の4年間で最小値なので、380人を基準にすると大変だなと思ったり、2つの 思いが頭に浮かびました。
- ○間委員 35ページ、言葉の問題だけですけれども、基本理念の2段落目、4行目「周囲からの理解や福祉の適切な支援がなければ」という言葉とか、37ページに基本方針の丸の2つ目、「生活困窮や依存症など福祉的支援を受けることができれば再犯に至らないケースもあるという」この「福祉的支援」と限ってしまうと、例えば依存症の治療は、福祉的支援と意味合いが違うのかなと、医療の問題もあるのかなと。その後39ページでは、保険医療福祉サービスの利用促進という言葉遣いもなされていまして、福祉的支援という言葉を使うことが間違いだと思わないですけど、「など」にするとか、もう少し依存症を想定して何らかのサービスを考えるのであれば、別の言葉を使って足したほうが正確かなと思いました。
- ○後藤会長 「依存症など」は「など」がついているのですが、福祉的支援は「支援」で終わっているわけです。言葉遣いとしては、「など」をお付けになった方がいいと解釈していいですか。
- ○間委員 「など」をつけるか、もうちょっと説明を補足したほうが依存症との対応関係 という意味では、福祉的支援に限らないと思うので、その言葉遣いの問題を 指摘しました。
- ○事務局 ありがとうございます。
- ○松永委員 成果指標のところで、事務局のお話に賛成だということです。要は、我々が 寄り添い支援をして、計画で件数の目標を立てることはできるはずがありま せんので、結果的にどういうふうな形になったのか、生活保護を受けたのか、 就労したのかという数字については、この場では披露しても構わないのでは ないかなと思いますので、ぜひ早めにここに数値として現れるようにしてい ただければと思います。
- ○事務局 成果指標としては、41ページの3つを掲げています。松永先生が今おっしゃったのは、事業でやっている付添い支援のその後が、どういう支援につながったのかということの実績をきちんと、こういった会議の場で、委員の方々に御報告をしてくださいね、ということでよろしいですか。
- ○松永委員 はい。そうです。
- ○事務局 計画の冊子に目標ですとか、実績を載せてしまうと、8年後の状況なども分か

らないので、あくまでも成果指標としては、この3つにさせていただいて、 活動指標のような形で、事業ではこういった方をこういう支援に何件つない でいますというのは、きちんとバックデータとして事務局も持っていたいと 思っています。

○事務局 資料2 第4章と5章について説明

○間委員 依存症対策事業の中の一番下の四角の中で、2段落目にアルコール、ギャンブ ル、薬物等依存症当事者という書き方がなされていまして、まず質問ですけ れども、この「等」というのは、他にどういう依存症を具体的に対象にした ことを実施しているのかということです。具体的には、私が日々よく担当す る事件は、性犯罪が多くて、性犯罪は再犯する方が非常に多い類型の事件で して、アルコールやギャンブルもそうですけれども、性犯罪は被害者がいる 事件ですので、再犯するということは、一回捕まってということではなくて、 一回捕まると余罪が非常にたくさん出てくるという種類の事件でもあって、 一方でなかなか性犯罪の再犯を繰り返している方に対する対応というのが、 なかなか静岡だと難しいというところがあって。具体的に静岡市等で何かな さっているのかどうか。後はいわゆる窃盗症的な、窃盗を必ずしも貧困が原 因でないのに繰り返してしまうような事件もあるのですが、これも被害者が いるような事件ですけれども。こういうことも対象にしたことを今、行って いるのかどうかということと。今後の事業の計画の中で、こういった方々も 対象にしたような何らかの支援というのを考えていらっしゃるのかというと ころをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。依存症対策事業として、主にやっているところが、こころの健康センターですけれども、事業の中でアルコール、ギャンブル、薬物は主に対応しているとは思うのですが、一応「等」という形で他も受けていないわけではないという意味で広く書いてあるのですが、実際のところ性犯罪についてとか、いわゆる窃盗癖みたいなそういった依存症に関してまでも、具体的にこころの健康センターで個別に対応しているかどうかはちょっと把握をしていないのですが、恐らくやっていないと思います。こころの健康センターに確認しまして、実際に性犯罪も対応できるのであれば、そのような書き方をしまして、詳細を確認次第、修正をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○間委員 ありがとうございます。市として、どこまで何ができるのかというのは、非常 に難しい問題かなとは思うのですけれども、実際に事件を担当していまして、 いつも非常に困るというか、繰り返してしまう人にどこにいったら、繰り返 さないように治療できるかということを考えるときに非常に困るので、相談 窓口的なところでもいいかと思うのですけれども、そういうのを今後、市と しても検討していただきたいなと思います。実際に私はどうしているかというと、たまたま知り合った福岡の性犯罪治療に取り組んでいる臨床心理士さ

んにお願いして、Web会議を使って、認知行動療法や集団のミーティングをしたりということを県外で対応しているという状況でして、ぜひその辺も取り組んでいただきたいなと思います。

○津富委員

多分、全国的にみてなかなか難しいと思います。ジャパンマックさんがすごく一生懸命やっておられるのですけど、恐らく重い方に関してダルクみたいな仕組みの、依存症からかっちりと生活そのものからやっているところでないと見られない。認知行動療法ぐらいでは、もうちょっと軽い方じゃないと、多分、見られない。ジャパンマックさんのようなところがあるように、市が直営するというより、専門性があるところが出始めているので。そういう民間団体を育てるということが主流であることかなと思います。様々な活動が既に居住支援も含めて、市内でいろいろ民間さんと行っておられると思うので、そういうものをどうやって助けていくとかいう視点を計画に取り込まれるといいと思います。全部、市ではできないと思いますというのが1点目です。

指標の話ですが、もちろん指標そのものにする必要はないですけれども、市全体のことなので。ただいろんな部署が関わってくると思うので、いろんな部署が令和8年度が終わったときに「やれたね」と思えるような目安をそれぞれの部署に立てていただくことは書いていただいてもいいかなと思います。例えば、生活困窮で何人ぐらいの相談があったと。いい悪いの評価するというよりは、自分たちでちゃんと把握しておくぐらいのことですけれども。「どれだけつなげられたね」という実態把握があって、この実態把握がこれからこの計画の中で動いていく核となるから、どれだけ何かできたかということをちゃんと記録していくということが必要かなと思いますので、そういう振り返りができるような数字というか、記録を関係者には取っていただくことも入れたらどうかなと思います。

○泉谷委員

依存症のことで、ちょっとお話させていただくと、先ほどおっしゃっていた性の依存症の方とかクレプトマニアに対しての治療をやっているところは、確かに静岡ではなくて、こころの健康センターさんのほうで多分、個別の電話相談とかで対応しているぐらいだと思います。ダルクのほうにも実際、クレプトマニアとか性の依存症の方も数名受け入れた経緯があるのですけど、長続きしないというのと、専門的な組織じゃないので難しい。私たちがやっているのは、アルコール依存症の方に対応した12ステップのプログラムであったり、認知行動療法というところですけど、やはりそういうところでは、こころの健康センターさんのほうで、もう少し一歩踏み込んだ何かを、再犯防止という観点でいくと、もう少しやっていただきたい。実際にこころの健康センターさんで、薬物依存症の本人に対してのプログラムは、やられてないです、今。御家族の相談とか、御家族の家族教室というのは、やられていますけど、経緯としては、たまたま静岡市さんの中に県のセンターがあって、

県のセンターさんで本人のプログラムをやっているから、あえて同じものは やらないといって、御家族に力を入れられているのが、ここ何年の流れです。 私自身の考えとしては、県は県として市は市として、何かもっと本人に対し てのアプローチができないかなと思っているのが、正直なところで。その辺 は市としての独自の何か事業をこれから再犯防止に合わせてやられたらいい のかなと思っています。

実際に薬物の人の再犯率というのは、一番高いと思っていて、今6割、7割ですね。69%ぐらいの方の再犯率という。同じ人が繰り返しているという中で、年齢的にいうと特に50代以上の人の薬物の再犯率は8割を超えていて。覚醒剤の初犯の検挙率というのが年々下がっていて、でも覚醒剤の再犯率は全然変わらないというのは、同じ人が何度も繰り返しているということで。やはりそういう人たちの再犯を減らしていくというのは、一番、成果指標でいけば、依存症の人に関しては、先ほど出てきた医療のアプローチだったり、福祉のアプローチがあれば減ってくるのではないかと私自身は思っています。

○後藤会長

やはり福祉総務課として、計画そのものとは違いますけれども、こういう会議の中で特に性犯罪の依存者等に対しての市としての考え方、対応の仕方なども考えてほしいということ。計画とは別かも知れませんけれども、ちょっと挙げていただきたいと思いますし。こういう会議をしている中で、役所の中全体でいろんな情報共有もしていただきたいですし、市民アンケートを見ても、かなりまだ保護司さんのことを存じない方も結構いらっしゃるので、むしろ役所そのものの中でも連携をとって、それが成果として出てくるような形に結びつけていただきたいと思います。これは要望ということでお願いしたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○後藤会長 今日お配りした小中学生の作文コンテストの中でも、薬物から立ち直ろうとしている元野球選手に対しての「寄り添うこころ」という中学生の本がありますので、よろしかったらご一読いただきたいと思います。

○津富委員 意見ですが、市営住宅みたいなところが普通に使われているので、空いている 部屋もあるのかなと思ったりするので、今後の検討で民間に「探してくださ い」だけじゃなくて、市で持っている資源をお使いいただけるのか、もうち ょっとお考えいただけるとありがたいなと思います。

○後藤会長 居住支援法人では、いろんな形で居住の応援をしてくださっていますが、市の 施設というのに、結びつけることはあるのですか。

○鈴木委員 公営住宅は入る要件が難しいんですよね。年代的に必要になってくる部分と。 僕の考えとしては、高齢の方が入った場合にエレベータがないところに入ってしまうと、4階とかに入れられてしまうと、やっぱり下りてこられないなという。ある市営住宅を覗いたら、階段に椅子が置いてあって。高齢者の方が休憩して上がってくるのです。そこまでやってしまうのは、あまり入れた

くないなというのが正直あります。僕のほうで公営住宅に入れたのは、1件もありません。

○後藤会長 そういうお話もありますので、気にはしていただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。

○鈴木委員 ただ、刑余者の方たちがまったく入れないことはありませんので。今日も新しく大家さんに加わっていただいているものですから、30部屋以上は今、入れますので、身よりのない方、低予算、誰でも入れるという住宅を確保していますので、そこは遠慮なく申し出ていただければと思います。

○津富委員 保証人は、徐々に各自治体で廃止の方向で増えている。保証人を要らなくして いる自治体が増えているので、そうした動きには静岡市も精通していただけ ると助かります。

○事務局 住宅関係の部署の方にも、たくさんいただいた御意見等々をもう一度、かけて みまして調整できるところ、検討できるところを探していきたいと思います。

○後藤委員 役所の中でも連携をもっととっていただければということが、それぞれのお立場であると思いますので、一つよろしくお願いいたします。

先ほど、39ページで5つの基本政策ということで、今、国としては居住支援 ○南部委員 ということが非常に進めていて、就労支援とか福祉的支援というのは、既に 枠組みができていまして、それにのっとって、いろんな支援を行っているの が実情です。ですからハローワークさんと連携とか、市に関しては定着とか いろんな意味でつなげているのですが、今一番まだ入り口ぐらいのところで しか動いてないのが居住支援ということで。国からいろいろ話がきていまし て、我々としてもいろんなお話を聞いたりとか、セミナーに参加したりして、 まだ枠組みとしてはできてないけれども、生活保護と高齢とか、そういうも のが増えてきているので、生活保護と連携して、働けないから住居はどこに するのかとか。我々は市の生活保護の窓口に事前に社会福祉士から連絡をし て、行くからということで連携しているのですが、そういう人たちは結局住 まいがないので。そういったことから、非常に国の居住支援というところに 力を入れているところがありますので、もし働けるのであれば就労につなげ ていくとか、そういう枠組みといったものが静岡市としても、うまくできれ ば、小回りが利くので。

> ただ、国としては、枠組みが一つもできていないので、手探り状態ですが。 やっぱり入る場所がないものも幾つかおりますので、何かしら居住支援法人 とかのお世話になれたら。我々もまだ勉強不足なところがありまして、いろ んなところに参加させていただいて、その辺で、市も介在していただければ。

○後藤会長 事務局の課題というか、計画そのものじゃないかもしれないかもしれませんけれど、反映されるような形でお願いしたいと思います。

○天野委員 保護司の充足率が少ないということで、34ページにあったのですけれども、 私は前に触れさせていただいたことがありまして、友達が年齢で保護司をも うできなくなっちゃったと言って、とても情熱のある前向きな人だったのですが、「もうできないよ」と寂しがっていました。そういったこともあるので、女性ですけれども、OBの人とか、例えばの話ですけれども、保護司さんの推薦でボランティアとして、委嘱状なんかもらわないで、堅苦しいものはなしで、そういったボランティアみたいなものは将来的に市独自でできるのかどうか分からないですが、そういうのも考えていってもいいのかなと思いました。推薦があったほうが、ちゃんとしたことになるかもしれませんので。手を挙げた人全てということにもならないと思います。市民の感覚として、1割ぐらいの人が、そういうのを協力したいということもどこかのページで読みましたので、ちょっと思いました。

もう一つの感想は、高齢者の犯罪が増えているということで、当然再犯も増えているという話になるでしょうけれども。人口の高齢者の占める絶対数が増えていますので、そういうのもあるかもしれませんが。それから、やることがなくて、出かけたときに陳列にしているお店のものをちょっとかすめるとか、想像ですけれども、そういうこともあるのかなと。ちょっと別の話ですけれども、陳列にも問題があると思います。きれいに陳列されているんですが、これって危ないじゃないかなと思うときが何回もありますので、そういった高齢者方の時間が増えているということで、有効利用といったら失礼な話ですけれども、そういったものがあれば、ちょっと違ってくるのかなと。今日も推進計画の中では、とても小さい問題ですけれども、感想を述べさせていただきました。

○吉原委員

確かにおっしゃるとおりで、80近い方でも、かなりお元気でまだ現役で活動 をしていただける方もいらっしゃると思います。以前は保護司さんの年齢の 定年がなかったのですが、一部の保護司さんからは、あまり80とかになっ て10代の、昔は少年事件がすごく多かったので、少年の10代の子と話を するのはあまりにも、孫よりも若い子たちと話が合わないし、そういうお声 などもある中で、定年制が設けられたのですが、今65でもまだ現役で、再 任用等で働いている方もいらっしゃいますし、保護司の適任者確保の話をす ると、皆さんから「67を過ぎても保護司になれないんじゃ、人を確保なん て無理だよ」というお声をいただく中で、少し幅広に70歳近くまで初めて 保護司さんになっていただく方もOKということで、今少し柔軟な運用もし ております。上限も76歳を超えると、もう再任ができないとなっていたの が、今は意欲がある方、本人が御希望をされる場合は、特例再任という形で もう1期続けていただいて70後半ぐらいまでやっていただいている方もい らっしゃいますし。後は保護司を辞められた後、例えば女性の方であれば、 更生保護女性会という別の形でもボランティアに関わってくださったりとか、 保護司さんを辞められても地域で何らかの形で、皆様、御活躍いただいてい る方も多いのかなと思いますが、またそういうOBの保護司さんのお力を借

りていくということも将来的にいいのかなと思います。

○山田委員 確かに年齢制限がね。今65までみんな働いている。年齢制限のことも考えて、 私は現役60で辞めてすぐに保護司になりました。今みんな、年齢よりも体 も心も若いから。

○吉原委員 最初に保護司さんになっていただく年齢が今は、条件を満たす方であれば69 ぐらいまでは。70近くまではOKでございますけど。上が80手前ぐらい までいらっしゃるのが最高齢です。

○山田委員 現在の今、課長がいったとおりで、76になるとできなかった。一回更新というのが1期2年なので、78までそういう保護観察できるということになったものですからね。

○後藤会長 資料にもございますけど、静岡県が全国と同じぐらいの充足率に対して、静岡市が若干下回ります。そういう意味では、志願者の方々もいろんな意味で、保護司に対する啓蒙活動、再犯含めて、いろんな形で市民の方々にお伝えしていただきたいと思いますし、また、30代とかお若い方でも保護司になってくださっている方もいらっしゃるので、県内の中には、そういう意味では、もっと静岡市そのものも保護司になってくださる方々に年齢を問わずアプローチしていただきたいと思います。

高齢者の犯罪に関して、どう解釈したらいいですか。商品の陳列の仕方。

○間委員 私の担当した事件で、高齢の方で私がここ最近よく出会うケースは、認知症が少し絡んでいて、しかも孤独な方というケースだったり、ギャンブル依存があって。だけどもギャンブル依存だとなかなか福祉的支援が当てはまらないので、結局孤独で、ギャンブル依存が原因で生活が乱れた中で、万引きをしてしまったりですとか、そういう方と出会うことがあります。そういう意味では、天野委員のおっしゃったとおりで、自分で認知症が進行しているということに気づかないまま進んでいって、それで何らかの窃盗だったり、交通事故を起こしてしまったりとか、認知症で本当はこういう方は運転したら駄目だろうなという方には、自分が認知症だという自覚がないまま運転を続けて事故を起こしてしまう。そういう意味では、高齢の方の孤独を防ぐような施策というか、そういうのは今もたくさんあると思いますが、しかしながら、そこから漏れている人がどうしてもいると思います。そこをフォローできるようなものがあればなというのは漠然とは思っていたところはあります。

○後藤会長 ありがとうございます。また事務局のほうも具体的まではいかないかも知れませんが、そういった部分、余韻を残すような表現をしていただきたいと思います。

○事務局 当日資料1の説明

○松永委員 質問とか意見ではなくて、市と社協が大変御苦労されているのは、住居確保で す。本当に何回か御一緒させていただきましたけれども、寄り添い支援とし て、本当に市も社協も必死になって、今日の朝に刑務所を出てきて、お昼に 釈放されて、手錠を外されて、10分後に外へ出て、市役所に戻って、それから生活保護の申請をするのか、どうなのか。今日、泊るところがないということで、本当に市と社協もいろいろあるけれども、行政が御苦労されている。そういう意味では、住居を一旦、寝泊まりできるところ、1か月、2か月でもそういうところをどういうふうに探していったらいいのか、私も今、分かりかねるところですが、本当に行政が御苦労されている一つだと思います。就労支援の前に今日、寝るところもないという人たちが多々何回も御一緒させていただいた中におるものですから、そんなふうに感じておりますということです。取りあえず、1点目は以上です。

- ○後藤会長
- 大きな課題であり、居住支援法人さんで具体的にスピーディにというか、御対 応してくださっている団体もございますし、そんな意味で情報共有というか、 連携しながら少しずつ問題を解決していくということが、現実の問題かなと 思います。
- ○津富委員
- 成果指標はひとまずこれでいいかなと思います。もっといい指標があるかもしれない。一番取りやすくて安定したものがあるかもと思いますけど。目安としてどうかって話だと思いますので。

後は、再犯防止推進員の人数を上げるというのが、先ほどおっしゃられたとおり事業レベルの数字だと思うのですが、それ以外にも、いろんな部署でいるんな取組をされていると思うので、いろんな部署がいろいろな目安を出していただいて、お互いに全部頑張っていることが見える化されるのが一番いいと思います。再犯防止推進員の人数もそれら事業のうちの一つじゃないかなと思います。あと住居に関しては、難しいところがありますけれども、暴力団の人をどうするのかということ、結局、暴排センターが判断するわけですけど、本当に離脱しているのかみたいなことの詳細の裏付けみたいなものが、警察に握られてしまっているので、貸す側にしても本人にしても非常に困るわけですよね。居住支援法人が活動をされていると思うのですけれども本当に立ち直ろうとする人が立ち直りにくい状況がつくられているので、それは、課題としては認識していただきたいし、ここじゃないですけど、別の会議でそういう発言をしたら、「いや、国の方針でもう決まっていますから」とばっさりやられてですね、それは困るなと思ったことがありますので、検討いただければ。

○鈴木委員

恐らく、いつも社協さんもそうですし、市もそうですが、恐らく制度に当ては めようとすると、どうしても難しいというのが出てしまうので、そこで居住 支援法人というのが出てくるんですけど。正直、私たちはどの制度にも入っ てないです。特にこれはやらなきゃいけないとか、この中でやらなきゃいけ ないとか、そういうのがないですね。自由に動けるというところで、すごく 言いにくいのですけれども。大家さんの教育があってというところで、全国 でもうちだけじゃないかなと思うのですけど、多分、静岡市内ではクリアは できています、既に。保護司さんが不動産屋さんになっていたりする人もいるものですから、そういう方がいらっしゃるもので、そういうところで動いてもらったりしております。

○津富委員 実働的なこと、これが表向きにできるようになったらいいと思いますので、ご 検討をお願いします。

○事務局 成果指標については、確かに推進委員さんの数については、事業レベルの実績 の部分になると思うので、8年までの計画の中で出すというよりは、各課が 持っているほかの事業とレベル感を合わせて、経過を追っていくような数字 として捉えていきたいと思います。

○後藤会長 次お願いします。

○事務局 当日資料2の2、3ついて説明。

○後藤会長 事務局、まず期間に関してなんですが、この解釈でいいですか。静岡市の第4次総合計画が令和5年からスタートする、それが4年4年という形になっていて、この4年でやってしまうと国が5年で、また市が先になってしまうので、できれば今皆さんに御参画いただいているこの計画そのものを6年の計画にするということでよろしいですか。そうすれば、今回は長いのですが、その次のときに国が既に出した指針を基にしながら、それを反映させた形の市の計画が出来上がるということでよろしいですか。そういうための提案だという解釈でいいですね。

○津富委員 現在示されている国の案を読んでいると、地域の支援連携協定を構築すると書いてある。多分これが大きいのではないかと。これ予算がついているかどうか分からないですけれども。国がこれをやるかやらないかで、随分話が違う気がします。

○後藤会長 ということでは、津富委員、そういう意味では国に合わせるようなほうが、市 の計画として、いいと?

○津富委員 もう一回、修正するなら別ですけど。計画を作り直すのが大変なら、それもい いかなと思いました。

○間委員 質問ですけれども、6年というと長い感じがするので、例えば3年ぐらいにして、3次までにするとか、そういうのは制度設計としてはあり得ない話なのでしょうか。

○事務局 そんなことはなくて、6年は確かに6年後のことを想定して計画をつくるのは、なかなか大変ですので、3年経った段階で中間見直しみたいな形で一度、修正することも一つの案だとは思います。今は、国計画がどうなるかが分からない状態で、市が先に走り出してしまうことが問題だと思っているので、国計画ができているものについて、それを次の年に活かせればという、このスケジュールさえ守られれば、長さは3年であっても6年であってもいいのかなと思うのですが。

○後藤会長 そういう意味では、今、間委員から御意見がありましたけど、3年ずつでも問

題なく実行できると解釈してよろしいでしょうか。

- ○事務局 今つくったものを当面の3年間でやって、ちょっと国計画の動向と合わせて、3年後にまた見直しをするかというところで。動かすこと自体はできると思うのですけれども。国は5年なので、本来は5年というのが一番、理由としては合うかなと思うのですけれども。最初だけちょっと、令和10年までにしないと次の計画が、国が9年にならないと、改定のタイミングではないものですから、今回の計画だけ、長さをイレギュラーにさせてもらうことになるかなという相談なのですけれども。ちょっと答えになってないかもしれな
- ○間委員 3年でなければいけないという趣旨ではなくて、中間的な修正みたいなものが 柔軟にできるのであれば特に6年でもいいのかなと思うのですけれども。制 度もこの間、この先6年で大分変わるものも出てくるということの先ほどの 御指摘もあったところですので、その辺りの一度立てた計画をある程度柔軟 に見直す機会があれば別に6年でもいいと思っております。あまり、今立て た計画が前提で柔軟性がなくなることを若干、危惧しているという、それぐ らいの話です。
- ○事務局 他の計画でも中間見直しを取り入れている計画もたくさんありますので、6年という数字にこだわらずに、さっきの話にもありましたけれども、法改正とかもいろいろこの間にもあり得ますので、それに合わせて現状に合ったもの、計画の見直しができるような形で6年だけど、前半と後半で3年ごとに中間の見直しをするという体制もありかと。
- ○後藤会長 もし、皆さん方の意見が多ければ、3年で区切ってもよろしいですか。6年というのは、大体民間企業も中期経営計画って長いものは作れないというか、この時代の流れの中で、民間とは違いますけれども、あまり6年というのはいかがなものかなという気も個人的にはしなくもないですけれども。
- ○津富委員 国が固めて出してくるというのは、いつ頃というのは分かっているのですか。○事務局 今年度の12月頃には、骨子案はお示しいただけるという情報はいただいています。
- ○津富委員 最低、それを見てからでもいい気はしますけど。
- ○後藤会長 それは、パブコメの時期が遅れるという話も出ていますから、今、津富委員から意見がございましたけれども、国を見てからということで今日、この場で 6年だ3年だとなったということでよろしいでしょうか。事務局そのような 形で盛り込んでいただきたいと思います。
- ○事務局 そうさせていただきます。

いです。

- ○後藤会長 今、関連しますとそういう意味では、事務局から出ておりますパブコメの期間 を1月中旬から2月中旬に変更したいということには、御異議なく御同意い ただけるということでよろしいでしょうか。
- ○後藤会長 それでは、時間も少し押してまいりましたけれども、どうも今日はありがとう

ございました。事務局には、皆様方からいただいた意見を踏まえて、計画の 素案の作成に調整をお願いしたいと思います。

これで本日の審議事項は全て終了いたしました。以上をもちまして、今日の協議会は終了させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

閉会

署名

静岡市再犯防止推進協議会 会長

後藤清雄